

ミニストップポケット利用規約

第1条 お客さまがミニストップポケットの利用を申し込み、当社が自動販売機等の販売用機器・什器・備品(以下「販売機器等」)を設置したときに本利用規約によるミニストップポケット利用契約(以下「利用契約」)が成立するものとします。

第2条 販売機器等及びその設置費用は、当社の費用負担とします。

第3条 販売機器等の設置に伴う設置場所の使用は無償とします。

第4条 販売機器等の保守・修繕は当社が当社の費用負担で行います。但し、お客さま又はお客さまの従業員の故意又は過失に起因する修繕はお客さまの費用負担とします。

第5条 販売機器等の稼働に伴う水道光熱費はお客さまの負担とします。

第6条 商品の補充は当社が行います。また取扱商品の種類、数量等も当社が決定します。

第7条 販売機器等又は商品に不具合があった場合には、お客さまは当社に連絡を行い、当社の対応に協力するものとします。

第8条 お客さまは、販売機器等を設置している事業所が点検等により停電する場合又は販売機器等の移動が必要な場合は、事前にその旨を当社へ連絡するものとします。

第9条 お客さまは、当社又は当社の委託事業者が商品補充、売上確認、販売機器等の保守・修繕等のためにお客さまの事業所に立ち入ることを承諾し、その便宜を図るものとします。

第10条 お客さまは、お客さまの従業員に対し、ミニストップポケットの不正利用をしないこと、販売機器等及び商品を盗取、損傷、汚損等させないこと周知徹底するものとします。

第11条 お客さま又はお客さまの従業員の故意又は過失により当社に損害が生じた場合は、その損害を賠償します。

第12条 お客さまは、利用契約の終了を希望する場合には、終了希望日の1か月前までに当社に通知するものとします。

第13条 商品の紛失・盗難や販売状況等により、当社の判断でミニストップポケットの利用を終了させ、販売機器等を撤去することがあります。この場合は撤去日の1か月前までに当社からお客さまへ通知するものとします。

第14条 利用契約が終了する場合には、撤去日、原状回復の程度・方法、費用負担等は協議の上決定するものとします。

第15条 お客さまは、当社に対して、申込時及び申込後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体・その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」)ではないこと、反社会的勢力が自らの経営に関与していないこと、自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員若しくはその関係者ではないこと及び暴力団排除条例に抵触しないこと表明し、保証します。係る表明保証に違反すると合理的に疑われる場合には、当社は何らの通知催告及び賠償を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第16条 本規約に定めのない事項、疑義を生じた事項または生じた紛議は、誠意をもって協議し解決するものとします。

第17条 利用契約に関して紛争が生じ訴えをもって解決すべき場合は、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

—お客さまへ—

設置場所の状況、電波状況、その他の事情により販売機器等が設置出来ない場合や設置が不適切である場合などがあります。このような場合には、お申込みをお断りさせていただきますので予めご了承ください。

以上